

出展：社団法人日本機械土工協会 『大型建設機械輸送要領(第2版)』より抜粋

大型建設機械の輸送に関する法令・規制について

大型建設機械を輸送するにあたって、①道路法、②道路交通法、③道路運送車両法のそれぞれに規定される制限を受けることになる。通称「道路3法」(表-1)とよばれるこれらの法律による規制について、以下に説明する。

(1) 各法律の比較 表-1

法律		① 道路法 (道路構造)	② 道路交通法 (道路交通)	③道路運送車両法 (車両構造)
(1)所轄官庁		国土交通省 (道路局)	警察庁	国土交通省 (自動車交通局)
(2)法律の目的		・道路網の整備を図る ・交通の発達に寄与し、 公共の福祉を増進する	・道路における危険防止 ・交通の安全と円滑化 ・道路の交通に起因する 障害の防止	道路運送車両に関する ・安全の確保 ・公害の防止 ・整備についての 技術向上
(3)法律の概要 (規定内容)		道路の管理に関する制限	運転免許や交通ルールに 関すること	車両の大きさ、重量の 制限、登録に関する こと、保安基準など
(4)政省令		車両制限令	道路交通法施行令	道路運送車両の 保安基準
(5)政省令の 内容		道路を通行できる車両の 幅/重量/高さ/最小 回転半径の最高制限を 定めている	交通安全上の観点から 積載物の重量/長さ/幅 /高さの最高限度を 定めている	車両(空車状態)の長さ /幅/高さ/車両総 重量/最大安定傾斜角 等の構造の基準を 定めている
(6)制限値 比較	幅	積載状態で2.5m以下	貨物は車両の幅を 超えないこと	貨物に関係なく車両の 幅は2.5m以下
	長さ	積載状態で12m以下(*)	車両の長さの10%を 超えたはみ出し禁止	車両の全長12m以下
	高さ	積載状態で3.8m以下 (指定道路は4.1m以下)	積載状態で3.8m以下	車両の高さ3.8m以下
	総重量	道路、車軸、車長に応じて 20~25t(*)	規定なし (車検証の記載値)	車軸、車長に応じて 20~25 t
	軸重	10t以下	規定なし	10 t 以下
	輪荷重	5t以下	規定なし	5 t 以下
	最小回転半径	12m以下	規定なし	12m以下
(7)制限値超、 基準不適合車両		道路を通行出来ない	車両を運転しては ならない	運行の用に供しては ならない

(*)：一部の連結車(トレーラ)については特例が適用される。(図-1 参照)

(2) 「特殊車両」とは

表-1 に示す「道路法」に定められる「(6)制限値」をひとつでも超える車両を「特殊車両」という。

上記道路法の制限値の要約を表-2 に示す。

表-2 「道路法」に定められる「制限値」の要約

幅	総重量(*1)	軸重(*2)	輪荷重(*3)	高さ	長さ	最小回転半径
2.5m以下	20 t 以下 (*A)	10 t 以下	5 t 以下	3.8m以下 (*B)	12m以下	12m以下

注記) (*1) 総重量：車両重量、最大積載量、乗車員(@55kg)の総和

(*2) 軸重：1つの車軸にかかる重量

(*3) 輪荷重：ひとつの車輪(タイヤ)にかかる重量

(*A)について:指定道路を通行する場合のみ、「25 t 以下」の制限値が適用される。
(1993 年より)

(*B)について:指定道路を通行する場合のみ、「4.1m以下」の制限値が適用される
(2004 年 3 月 22 日より)

表-3 重量指定道路及び高さ指定道路延長距離<参考>

道路種別	重量 20t 超指定道路		高さ 3.8m 超指定道路		日本の道路実延長
高速自動車国道	約 7,300km	91%	約 7,400km	93%	約 8,000km
一般国道(指定区内)	約 21,590km	98%	約 13,800km	63%	約 22,000km
一般国道(指定区間外)	約 12,300km	38%	約 3,800km	12%	約 32,000km
地方道	約 10,500km	1%	約 6,300km	1%	約 1,117,000km
合計	約 51,690km	4%	約 31,300km	3%	約 1,179,000km

データ参照年度

2004 年 4 年 1 日

2004 年 3 月 22 日

2004 年 4 月 1 日

【指定道路を示す標識の一例】



背高車両であることを示すステッカーを車両後方に貼付する

(3) 「特例8車種」と呼ばれる一部の連結車(トレーラ)の総重量特例

図-1 に示す連結車(トレーラ)については道路及びトレーラのタイプにより、特例が適用される。

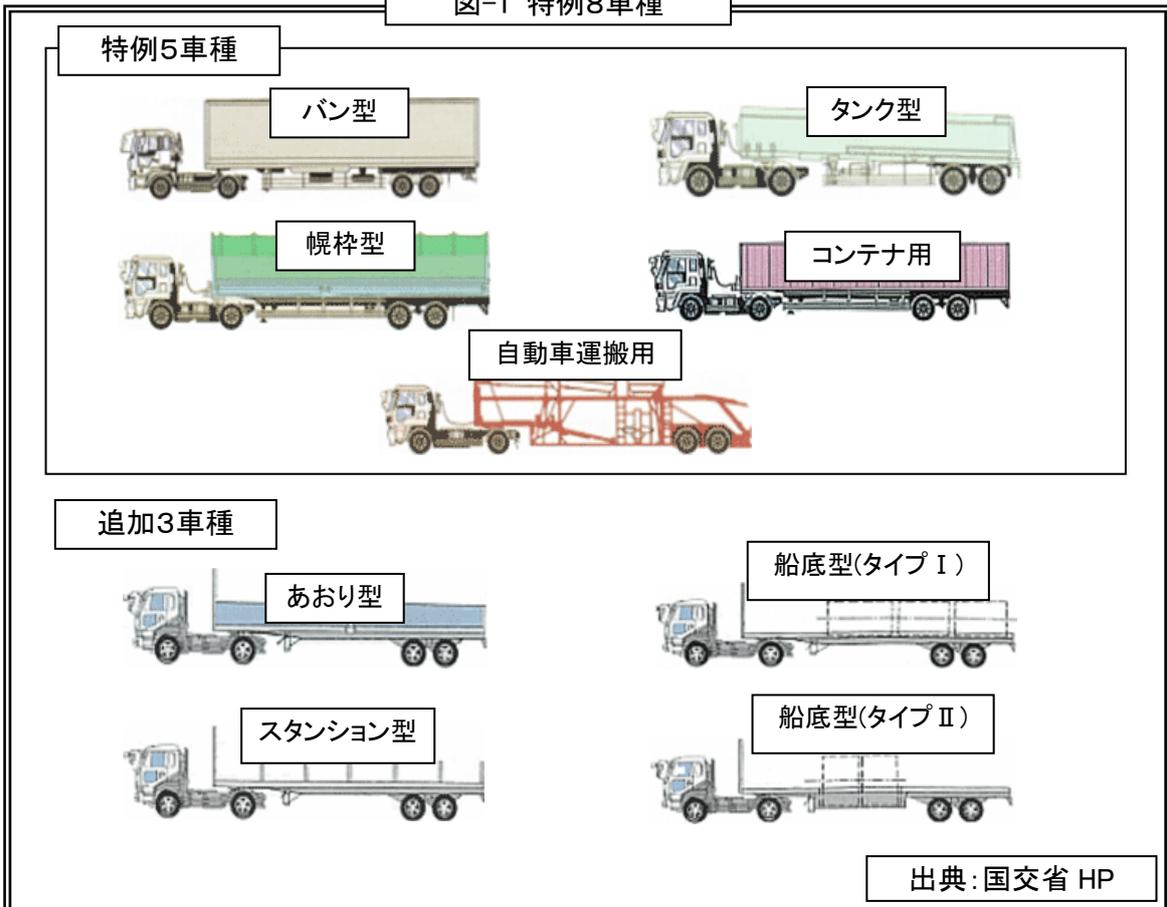
ただし、建設機械運搬用のトレーラは、「特例8車種」の適用範囲外であるため、建設機械運搬用のトラック/トレーラについては道路法の「制限値」が適用される。

また、建設機械輸送の場合において、道路法の「制限値」に適合するセルフトラック輸送は許可なしで全国の道路(表-2の(*A)、(*B)については指定道路のみ)を通行することができるが、一方で「制限値」に適合しないトラック/トレーラ輸送は全て、次項の「特殊車両通行許可申請」が必要となる。



重量物運搬用セミトレーラ

図-1 特例8車種



★ 積載物を含む全長は連結車の特例として、高速道路を通行する場合のみ、全ての連結車(セミトレーラ)において16.5m以下である。(参考:フルトレーラは18m以下)

(4) 「特殊車両」の道路通行に必要な許可・認定

「特殊車両」が道路を通行するには、表-4 に示す許可・認定が必要となる。

表-4 「特殊車両」の通行に関連のある許可・認定

法律	① 道路法 (道路構造)	② 道路交通法 (道路交通)	③ 道路運送車両法 (車両構造)
①政省令	車両制限令	道路交通法施行令	道路運送車両の保安基準
②特殊車両 通行に必要な 許可申請	「特殊車両通行許可」 申請	「制限外積載許可」 申請	「基準緩和自動車の 認定」申請
申請者	輸送業者	運転手(輸送業者)	トレーラ/トラック (荷台)の製作者
申請先	道路管理者(*4) ・国道 → 国土交通大臣 ・都道府県道 → 都道府県知事 ・市町村道 → 市町村長	都道府県公安委員会 警察署長(出発地管轄)	国土交通大臣 (地方運輸局長)
申請	<ul style="list-style-type: none"> 道路管理者に許可申請書を提出 道路管理者は基準に従って必要な審査を行い、必要な条件(*5)を付して特殊車両の通行許可を与える。 許可時には許可証が交付される。 許可証は運行車両に備え付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> 出発地管轄の警察署長に許可申請提出 署長は基準に従い審査を行う。 許可時には許可証が交付される。車両に備え付ける。 原則、許可は1回の運搬毎に行う。但し、要件(*6)を満たす場合は包括して1回の運搬と見なして処理が可能。 	<ul style="list-style-type: none"> 保安基準緩和を受けなければ運行できない自動車を使用するときに申請。 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 但し、自動車の登録時に必要な申請であり、輸送にあたっては保安基準緩和を受けたセミトレーラが使用されるため、輸送ごとの道路運送車両法上の許可は必要ない。 </div>
申請～ 許可の 処理 時間	新規、変更処理 → 3週間以内 更新申請 → 2週間以内 新規(個別審査) → 1～2ヶ月	5日 (行政庁の休日は 含まれない)	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 荷台からはみ出しがある場合のみ許可申請の必要がある。 </div>
許可 有効 期間	殆どのケースで1年間。 (許可を継続する場合は更新申請が必要) 個別審査となる場合は6ヶ月となる。	原則、1回の運搬行為の開始～終了までの期間。 但し、要件(*6)を満たす場合については許可期間を3ヶ月以内とする。	

注) *4: 申請経路が国道と都道府県道の2つ以上にまたがる場合は、どちらかの道路管理者に申請で良い。

*5: 表-6 に示す通行条件(A条件～D条件)が付される。

*6: 要件 (1)車両が同一であること、(2)同一品目の貨物を同一の積載方法で運搬すること、
(3)運転経路が同一であること。

(5) 車両制限令の通行条件

「特殊車両」の道路通行に必要な許可・認定に際して、道路管理者は基準に従って必要な審査を行い、必要な条件(*5)を付して特殊車両の通行許可を与える。

その際には、表-5 に示す区分に従って通行条件が設定されている。

表-5 車両制限令の通行条件

区分	重量に関する条件	寸法に関する条件
A	徐行等の特別な条件を付さない	徐行等の特別な条件を付さない
B	徐行及び連行禁止を条件とする	徐行を条件とする。
C	徐行、連行禁止及び当該車両の前後に誘導車を配置することを条件とする。	徐行及び当該車両の前後に誘導車を配置することを条件とする。
D	徐行、連行禁止及び当該車両の前後に誘導車を配置し、かつ2車線内に他車が通行しないことを条件とする。 道路管理者が別途指示する場合はその条件も付加する。	徐行及び当該車両の前後に誘導車を配置することのほか、道路管理者が別途指示する措置を講ずることを条件とする。

C、D 条件は夜間走行(21時～6時)、誘導車随伴となる

(6) 通常の許可申請手順

下記に通常の許可申請の手順を示す。

① 「基準緩和自動車の認定申請」トレーラ等車両製作時に、基準緩和車両として自動車検査証を受ける。

② 「特殊車両通行許可申請」貨物および運行ルート決定後に道路管理者に申請する。

③ 「制限外積載許可申請」車両の荷台から積載物のはみ出し(幅、高さ)がある場合は出発地の警察署長に申請する。

【参考】 「特殊車両通行許可申請」により許可される最大値は概ね下記の通りであるが、最終的には個別審査によって許可される。

幅 : 3.0m ~ 3.5m以内
高さ : 4.0m ~ 4.3m以内
総重量 : 経路となる道路によるが経験的に40ton ~ 44ton

(7) 「特殊車両」許可通行についての注意点

「特殊車両」許可通行についての注意点は下記の通りである。

- 建設機械の輸送においては表-2 に示す「道路法」に定められる「制限値」を超える機械の輸送については、その運搬車両は全て「特殊車両」であり、輸送時には「特殊車両通行許可申請」が必要である。

- 「特殊車両通行許可申請」では、「通行経路毎」の1品1申請が原則であるが、非効率的であるため包括的な処理を実施しているのが現状である。

- 一方で「制限外積載許可申請」許可については、基本的には運搬の都度申請が必要となる（運転者が申請するため、運転者も固定となる）。

- これらの申請には表-4 に示す処理時間が必要となるため、場合によってはユーザー希望の納期を満足できない可能性がある。

- 建機運搬用のセミトレーラは複数貨物をバラ積みしてはならない
(あおり、スタンション等の貨物の落下防止に十分な強度の固縛装置を有する規制緩和車両を除く)。

- 建設機械の組み立て及び分解に使用する「ラフテレーンクレーン」並びに「オールテレーンクレーン」等の大型移動式クレーンの輸送についても、上記の各種規制に適合するよう分解し、許可申請を行うこと(例として、ラフテレーンクレーンやオールテレーンクレーンの上部旋回体と下部トラックの分離等)。



ラフテレーンクレーン



オールテレーンクレーン